

新 旧 対 照 表

新
高知県ふぐ取扱条例（抜粋）

旧
ふぐ取扱い条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、ふぐの販売、処理等の取扱いについて、ふぐ処理師の制度を設けることその他公衆衛生上必要な規制を行うことにより、ふぐ毒による食中毒を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「処理」とは、ふぐの卵巣、肝臓その他の毒性のある部分（第8条第1項において「有毒部分」という。）を除去することをいう。
2 この条例において「ふぐ処理師」とは、知事の免許を受けてふぐの処理の業務に従事する者をいう。

（免許）

第3条 ふぐ処理師の免許（以下「免許」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて知事が与える。
(1) 知事の行うふぐ処理師試験（以下「試験」という。）に合格した者
(2) 他の都道府県においてふぐの処理に関する免許を受けた者で、知事が適当であると認めたもの

（免許証の交付等）

第4条 知事は、免許を与えたときは、ふぐ処理師免許証（以下

（目的）

第1条 この条例は、ふぐ（さばふぐ及びよりとふぐを除く。）の販売、処理等の取扱いについて、ふぐ処理師の制度を設けその他公衆衛生上必要な規制を行なうことにより、ふぐ毒による食中毒を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「処理」とは、ふぐの卵巣、肝臓その他の毒性のある部分（以下「有毒部分」という。）を除去することをいう。
2 この条例において「ふぐ処理師」とは、知事の免許を受けてふぐの処理の業務に従事する者をいう。

（免許）

第3条 ふぐ処理師の免許（以下「免許」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて知事が与える。
(1) 知事の行なうふぐ処理師試験（以下「試験」という。）に合格した者
(2) 他の都道府県においてふぐの処理に関する免許を受けた者で、知事が適当と認めたもの

（免許証の交付等）

第4条 知事は、免許を与えたときは、ふぐ処理師免許証（以下

「免許証」という。)をその免許を受けた者に交付しなければならない。

2 免許証の交付を受けた者は、規則で定めるところにより、知事に対し、免許証の再交付又は書換え交付を求めることができる。

3 知事は、ふぐ処理師名簿を備え、免許に関する事項を登録するものとする。

(免許を与えない場合)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、免許を与えない。

(1) 精神の機能の障害によりふぐの処理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者その他心身の障害によりふぐの処理の業務を行うことが著しく不適當であると認められる者

(2) 次条第1項から第3項までの規定により免許が取り消された日から起算して1年を経過しない者

(免許の取消し等)

第6条 知事は、ふぐ処理師が前条第1号の規定に該当する者になったときは、その者の免許を取り消さなければならない。

2 知事は、ふぐ処理師がその責めに帰すべき事由により、ふぐの処理の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたときは、その免許を取り消すことができる。

「免許証」という。)をその免許を受けた者に交付しなければならない。

2 知事は、ふぐ処理師名簿を備え、免許に関する事項を登録するものとする。

(免許を与えない場合)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、免許を与えない。

(1) 精神障害者

(2) 強度の色覚障害を有する者

(3) 前2号のほか、心身の障害によりふぐの処理の業務を行うに著しく不適當と認められる者

(4) 次条第1項から第3項までの規定により免許が取り消された日から起算して1年を経過しない者

(免許の取消し等)

第6条 知事は、ふぐ処理師が前条第1号又は第3号のいずれかに該当する者になったときは、その者の免許を取り消さなければならない。

2 知事は、ふぐ処理師がその責に帰すべき事由により、ふぐの処理の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたときは、その免許を取り消すことができる。

3 知事は、ふぐ処理師が免許証を他人に譲渡し、又は貸与したときは、その者の免許を取り消すことができる。

4 知事は、ふぐ処理師が第8条の規定に違反したときは、衛生上危害を除去するため必要な処置をとることを命じ、又は期間を定めてふぐの処理の業務を停止することができる。

5 知事は、ふぐ処理師が第15条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めてふぐの処理の業務を停止することができる。

(聴聞の特例)

第7条 知事は、前条の規定による処分をしようとするときは、高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、高知県行政手続条例第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(遵守事項)

第8条 ふぐ処理師がふぐの処理の業務に従事するときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 有毒部分を完全に除去し、かつ、清水で十分に洗うこと。

(2) 除去した有毒部分は、不浸透性の材料で作った専用の容器に入れ、焼却、埋却、薬品処理その他人畜に害を与えるおそれ

3 知事は、ふぐ処理師が免許証を他人に譲渡し、又は貸与したときは、その者の免許を取り消すことができる。

4 知事は、ふぐ処理師が第8条の規定に違反したときは、衛生上危害を除去するため必要な処置をとることを命じ、又は期間を定めてふぐの処理の業務を停止することができる。

5 知事は、ふぐ処理師が第15条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めてふぐの処理の業務を停止することができる。

(聴聞の特例)

第7条 知事は、前条の規定による処分をしようとするときは、高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、高知県行政手続条例第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(遵守事項)

第8条 ふぐ処理師がふぐの処理の業務に従事するときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 有毒部分を完全に除去し、かつ、清水で十分に洗うこと。

(2) 除去した有毒部分は、不浸透性の材料で作った専用の容器に入れ、焼却、埋却、薬品処理その他人畜に害を与えるおそれ

のない方法で完全に処分すること。

(3) ふぐの処理に使用した器具類は、清水で十分に洗うこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事がふぐ毒による食中毒の防止について必要があると認めて指示した事項

(5) ふぐ処理師の立会いの下に他の者にふぐを処理させるときは、前各号に掲げる事項を当該他の者が遵守するよう指導監督すること。

2 ふぐ処理師は、業として従事する店舗等の見やすい場所に、その者の免許証を掲示しなければならない。

(ふぐ処理師等でない者の取扱いの禁止)

第9条 免許を受けたふぐ処理師又はふぐ処理師の立会いの下にふぐを処理する他の者(次条において「ふぐ処理師等」という。)

以外の者は、業としてふぐの処理に従事してはならない。

(販売等の制限)

第10条 魚介類を販売し(競り売りの場合を除く。)、若しくは加工し、又は飲食物を調理して供給することを業とする者(以下「営業者」という。)は、ふぐ処理師等が処理したふぐでなければ、食品として販売し、又は供与してはならない。ただし、営業者がふぐ処理師又はふぐ処理師を雇用する営業者に対して販売する場合は、この限りでない。

(試験)

第11条 試験は、ふぐ処理師として必要な知識及び実技について行う。

2 試験は、毎年1回以上知事が行う。

3 試験の期日、場所その他試験の実施に関して必要な事項は、あ

のない方法で完全に処分すること。

(3) ふぐの処理に使用した器具類は、清水で十分に洗うこと。

(4) その他知事がふぐ毒による食中毒の防止について必要と認めて指示した事項

2 ふぐ処理師は、業として従事する店舗等の見易い場所に、その者の免許証を掲示しなければならない。

(ふぐ処理師でない者の取扱いの禁止)

第9条 第3条の規定による知事の免許を受けたふぐ処理師以外の者は、業としてふぐの処理に従事してはならない。

(販売等の制限)

第10条 魚介類を販売し(せり売りの場合を除く。)、若しくは加工し、又は飲食物を調理して供給することを業とする者(以下「営業者」という。)は、ふぐ処理師が処理したふぐでなければ、食品として販売し、又は供与してはならない。ただし、営業者がふぐ処理師又はふぐ処理師を雇用する営業者に対して販売する場合は、この限りでない。

(試験)

第11条 試験は、ふぐ処理師として必要な知識及び実技について行なう。

2 試験は、毎年1回以上知事が行なう。

3 試験の期日、場所その他試験の実施に関して必要な事項は、あ

らかじめ、知事が公告するものとする。

第12条 削除

(手数料)

第13条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1) 試験を受けようとする者 ふぐ処理師試験手数料 5,280円
- (2) 免許を受けようとする者 ふぐ処理師免許手数料 3,810円
- (3) 免許証の再交付を申請する者 ふぐ処理師免許証再交付手数料 1,540円
- (4) 免許証の書換えを申請する者 ふぐ処理師免許証書換え手数料 1,030円

2 前項第1号の規定により納付した試験手数料は、試験を受けなかった場合においても還付しない。

(立入検査)

第14条 知事は、ふぐによる食中毒の事故発生の防止のため必要があると認めるときは、その職員に、ふぐを処理し、又は加工する場所等に立ち入り、ふぐの処理の状況等を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

らかじめ、知事が公告するものとする。

(受験資格)

第12条 試験は、2年以上ふぐの処理に関する知識及び技能を習得したものでなければ受けることができない。

(手数料)

第13条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1) 試験を受けようとする者 ふぐ処理師試験手数料 5,280円
- (2) 免許を受けようとする者 ふぐ処理師免許手数料 3,810円
- (3) 免許証の再交付を申請する者 ふぐ処理師免許証再交付手数料 1,540円
- (4) 免許証の書換えを申請する者 ふぐ処理師免許証書換え手数料 1,030円

2 前項第1号の規定により納付した試験手数料は、試験を受けなかった場合においても還付しない。

(立入検査)

第14条 知事は、ふぐによる食中毒の事故発生の防止のため必要があると認めるときは、その職員に、ふぐを処理し、又は加工する場所等に立ち入り、ふぐの処理の状況等を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(報告の徴収等)

第15条 知事は、必要があると認めるときは、ふぐ処理師に対し、その者の健康状態について報告を求めることができる。

2 営業者は、その雇用するふぐ処理師に異動があったときは、その異動について知事に報告しなければならない。

3 前項の規定は、免許を受けた営業者がその営業をする場所を変更したときに準用する。

(事務処理の特例)

第15条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、高知市が処理することとする。

- (1) 第6条第4項の規定に基づく危害を除去するための処置の命令又は業務の停止
- (2) 第6条第5項の規定に基づく業務の停止
- (3) 第7条第1項の規定による聴聞の実施
- (4) 第14条第1項の規定に基づくふぐを処理し、又は加工する場所等への立入検査
- (5) 前条第1項の規定に基づくふぐ処理師に対する健康状態についての報告の徴収
- (6) 前条第2項の規定による雇用するふぐ処理師の異動についての報告の受理
- (7) 前条第3項において準用する同条第2項の規定による免許を受けた営業者の営業をする場所の変更についての報告の受理

(報告)

第15条 知事は、ふぐ処理師に対して必要があるときは、その者の健康状態について報告を求めることができる。

2 営業者は、その雇用するふぐ処理師に異動があったときは、その異動について知事に報告しなければならない。

3 前項の規定は、ふぐ処理師の免許を受けた営業者がその営業をする場所を変更したときに準用する。

(事務処理の特例)

第15条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、高知市が処理することとする。

- (1) 第6条第4項の規定に基づく危害を除去するための処置の命令又は業務の停止
- (2) 第6条第5項の規定に基づく業務の停止
- (3) 第7条第1項の規定による聴聞の実施
- (4) 第14条第1項の規定に基づくふぐを処理し、又は加工する場所等への立入検査
- (5) 前条第1項の規定に基づくふぐ処理師に対する健康状態についての報告の徴収
- (6) 前条第2項の規定による雇用するふぐ処理師の異動についての報告の受理
- (7) 前条第3項において準用する同条第2項の規定によるふぐ処理師の免許を受けた営業者の営業をする場所の変更についての報告の受理

(8) 前各号に掲げるもののほか、この条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの
(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条又は第10条の規定に違反した者

(2) 第6条第4項の規定によるふぐの処理の業務の停止の命令に違反した者

2 第14条第1項の規定による職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(8) 前各号に掲げるもののほか、この条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの
(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条及び第10条の規定に違反した者

(2) 第6条第4項の規定によるふぐの処理の業務停止の命令に違反した者

2 第14条第1項の規定による職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。